

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第9号

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を次のように改正する。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号を削り、同条第6号を同条第4号とする。

第13条第1項中「管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)